

第3章 史跡久喜銀山遺跡の概要

1. 指定に至る経緯

昭和 63 年(1988 年)に合併前の旧瑞穂町教育委員会が実施した出羽地域の遺跡分布調査では、約 120 か所の採掘跡や久喜製錬所跡などの製錬関連遺構を確認し、埋蔵文化財包蔵地として周知された。

石見銀山が平成 19 年(2007 年)に世界遺産として登録されたのを機に久喜銀山も同様の幕府領の銀山遺跡として注目され、地元有志で「久喜・大林銀山保全委員会」が発足、遺跡の保存及び活用の取組が継続的に図られている。

これを受け邑南町教育委員会では、今まで明らかにされていなかった久喜銀山の全体像を把握する目的で、継続的な調査を実施することとし、平成 22 年度(2010 年度)から令和元年度(2019 年度)まで国庫補助金を得て、採掘跡等分布調査、発掘調査、文献調査などを実施した。また、平成 25 年(2013 年)から久喜銀山遺跡調査指導委員会(委員 10 名)を立ち上げ、指導・助言を得ながら年次的に調査を進めた。

採掘跡等分布調査では、1,500 か所以上の採掘跡が東西 3km、南北 2km の広がりをもつことが判明した。本遺跡の採掘跡は、「露頭掘」が約 93%と大半を占め、約 7%が「坑道掘」となっている。このことは、久喜銀山の盛期が戦国時代末期から江戸時代初期にあることを示している。

縄手吹所跡では、出土した陶磁器の年代と木炭片の放射性炭素年代測定の結果から、操業は戦国時代後半から江戸時代初期に求めることができた。

床屋吹所跡では、^{やきがま}焼竈跡、^{ふきどこ}鉛吹床跡、ろかす吹床跡などが確認でき、採掘から製錬までの一連の流れが判明した。遺構と共に伴する陶磁器の年代、焼竈・吹床跡(炉跡)から採取された炭化物の放射性炭素年代を測定した結果、その操業時期は 17 世紀後半に求めることができる。

久喜製錬所跡では、鉱石の焙焼に使用されたキルン跡、ストール跡、製錬に用いた溶鉱炉跡及び製錬の過程で発生する有毒な煙を排出するための煙道など、西洋の技術を取り入れた設備の配置や構造が判明した。久喜製錬所は明治 41 年(1908 年)閉山のため、鉱山操業における近代化の過渡期の設備が遺存していることが確認できた。

その結果、日本の古代中世の銀生産技術を示す典型例、戦国時代に毛利領の経済・軍事を担った銀と鉛の生産遺跡、石見銀山との関係、明治期の民間人による鉱山近代化の成功例といった、本遺跡が有する文化財的価値を解明することができた。

しかし、本遺跡の遺構は、長年の風雨などに耐えられず崩落の危機に瀕しているものも数多く存在している現状も確認することとなった。

このため、この貴重な遺跡を、今後さらなる文化財保護を目的とした全容解明とともに、早急に保護する必要があることが、学識経験者、地域住民を含めた関係者の共通認識となった。

この結果、邑南町は本遺跡の史跡指定を目指し、令和 3 年(2021 年)1 月、島根県教育委員会を経由して文化庁に意見具申を行い、令和 3 年(2021 年)6 月 18 日に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申がなされた。その後、同年 10 月 11 日付の官報号外第 230 号により史跡指定の告示がなされた。指定基準は史 6(経済・生産活動に関する遺跡)である。

また、管理団体については、令和 4 年(2022 年)2 月 3 日付の官報第 668 号により、邑南町に史跡管理団体指定の告示がなされた。

2. 指定の状況

(1) 史跡の指定告示

史跡久喜銀山遺跡に関する指定の告示は、次のとおりである。なお、告示原文の漢数字は算用数字で表記する。

○文部科学省告示第 164 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 10 月 11 日

文部科学大臣 末松 信介

名 称	所在地	地 番
久喜銀山遺跡	島根県邑智郡邑南町 久喜 同 大林	433 番 1、436 番、437 番、441 番 1、441 番 2、442 番、 443 番、444 番、445 番、445 番 1、932 番のうち実測 16,900.00 平方メートル、1030 番 2、1690 番、1712 番 1、1712 番 2、1713 番 1、1713 番 2、1713 番 3、1713 番 4、1809 番 29 番 1、30 番 1、31 番 1、31 番 2、36 番 1、117 番、142 番、226 番 3、226 番 4、274 番 1、275 番 1、275 番 2、 275 番 4、276 番 1、276 番 9、280 番、284 番 1、292 番 2、293 番 1、302 番、303 番 1、309 番 2、309 番 3、309 番 4、310 番、311 番、312 番 1、312 番 2、314 番、315 番 1、315 番 2、318 番 4、353 番 1、396 番 1 島根県邑智郡邑南町久喜 1712 番 2 と同久喜 1713 番 1 に挟まれ同久喜 1716 番と同久喜 1722 番 1 に挟ま れ同久喜 446 番 1 と同久喜 1718 番 1 に挟まれるまで の道路敷に接するまでの道路敷、同大林 303 番 1 と同 大林 309 番 3 に挟まれ同大林 303 番 1 と同大林 309 番 4 に挟まれるまでの道路敷を含む。

(2) 管理団体の指定告示

○文化庁告示第 2 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 3 日

文化庁長官 都倉 俊一

上 欄		下 欄
名 称	指定告示	地方公共団体名
久喜銀山遺跡	令和 3 年文部科学省告示第 164 号	邑南町(島根県)

(3) 指定説明文とその範囲

ア. 指定説明文

くきぎんざんいせき 久喜銀山遺跡

島根県邑智郡邑南町
おおなんちょう
ほうえんこう

久喜銀山遺跡は、中国山地脊梁部の北斜面に広がる山地帯に立地する、方鉛鉱等を産出した戦国時代から近代にかけての鉱山遺跡である。方鉛鉱にはほとんどのものに少量の銀を含むことから方鉛鉱を産出する鉱山は銀山と呼ばれることが多い。天正 18 年(1590)頃の様子を描いたとされる『石見国図』(宮城県図書館蔵)に「くき銀山」と記されているのが初見で、少なくともこの頃までに銀山として経営がなされていた。戦国時代から江戸初期と推定される露頭掘跡、鉱石を加熱する焼窯跡、製錬炉跡、近代の製錬所跡などからなる。

先述の『石見国図』には「銀山・せんの山」(いわゆる石見銀山)など 4 か所の銀山が記されているが、久喜銀山の位置は、毛利氏の本拠地である郡山城に最も近接しており、16 世紀半ばより鉄砲を使用していた毛利氏に、銀と鉄砲玉の原料である鉛を供給していたと推定されている。また、関ヶ原の戦いの後、久喜は天領となり、慶長 9 年(1604)の「大久保長安覚」(『吉岡家文書』)には久喜・大林の開発に精を入れるように指示がされ、また、元和年間(1615~24)の『石見国絵図』(浜田市教育委員会蔵)には、銀山として久喜と、久喜から分村されたと考えられる大林がみえる。そして、17 世紀後半になると生産量は落ちていったと思われ、18 世紀初頭の石見銀山地役人である山中家に伝わる『山中家文書』の中に、久しく稼ぎ人がいないと記されており、操業は停止したらしい。

その後明治時代に入り、「中国の銅山王」といわれた堀家の堀礼造が明治 33 年(1900)から久喜で銀と鉛鉱の製錬を開始し、明治 36~37 年には堀家経営の鉱山で最も利益を生み出すなど再び活況を呈したが、明治 40 年に坑道が水没する事故があり、明治 42 年に製錬を停止した。

久喜銀山遺跡の存在は、昭和 63 年度の旧瑞穂町教育委員会が実施した町内遺跡詳細分布調査によって明らかになり、平成 19 年に石見銀山遺跡とその文化的景観の世界文化遺産登録がなされた前後から遺跡の保存活用の取り組みが開始された。平成 22 年からは邑南町教育委員会が調査を実施し、内容が明らかになった。

まず、採掘跡分布調査の結果、東西 3 キロメートル、南北 2 キロメートルの範囲に、西から久喜岩屋・床屋・大林の 3 つの鉱脈群に分かれて 1,536 か所の採掘跡が確認された。このうち 93% が露頭掘で、残りは坑道掘であった。露頭掘は溝状に採掘した溝掘、斜め下方に掘り込む鍤追掘の 2 種類に細分化できる。露頭掘が多くあることから江戸時代よりも前に採掘が始まっていたと考えられる。

次に、久喜岩屋鉱脈群の南端で、長瀬川右岸の谷あいに位置する縄手吹所跡では製錬炉 3 基が検出された。このうち 1 基(SX03)はスラグの流出が見られる直径約 1.2 メートル、深さ 0.3 メートルの円形土坑で、遺構の上層から 16 世紀後半から 17 世紀初頭の陶磁器が出土したことや表採遺物、放射性炭素年代測定などから 17 世紀初頭よりも古い時期の遺構と考えられる。

床屋鉱脈群にある床屋吹所跡では、まず、平面円形の浅い土坑様窪地が約 150 か所検出され、採掘した鉱石を選鉱した後に焙燒する焼窯と考えられる。また、F 区の 2 号炉は鉢状

に掘り込んだ土坑で、そこから掻き出されたと推測される鉛製鍊スラグが、幅3メートル、長さ10メートルほどの範囲に分布しており、製鍊炉（鉛吹床）跡と考えられる。また、B区41号炉の周囲で出土した鉛系の小塊をX線回折法と蛍光X線分析法による分析をしたところ、銀をほぼ含まない白鉛鉱であり、貴鉛を灰吹により銀を分離して生じた酸化鉛（ろかす）を吹き戻した鉛であることが判明したため、ろかす吹床跡と判断された。したがって、床屋吹所跡では、灰吹の遺構は見つかっていないものの、操業の段階として焼竈→鉛吹床→灰吹→ろかす吹床が想定され、これらの遺構は出土した陶磁器の年代や放射性炭素年代測定から17世紀後半のものと考えられる。

近代の遺構である、久喜製鍊所跡では、主要坑道である水抜坑から採掘された鉱石を乾燥・焙焼後、溶鉱炉で含銀鉛を生産するという一連の行程が明らかになった。円形の煉瓦積遺構で、焙焼設備をもつキルン跡、23基の方形の石組炉であるストール跡、溶鉱炉跡、各炉からの排煙を横煙道に接続し比高63メートルまで築いた残存長さ約102メートルの地下登り煙道がある。

また、久喜銀山遺跡は石見銀山との関係も示唆されている。石見銀山で大量の銀を産出した背景には灰吹法の導入があるが、この灰吹法を行うには大量の鉛が必要であった。石見銀山開発初期に採掘された石銀地区では、銀生産を支えるだけの鉛はなかったが、鉛同位体組成分析により、石見銀山の石銀地区及び宮ノ前地区で、久喜銀山の鉛が使用されたことが強く推測されている。したがって、鉛の鉱山としての意義も大きい。

以上のように、久喜銀山遺跡は方鉛鉱等の採掘から焙焼、銀への製鍊の遺構が明らかになっているとともに、戦国から江戸、そして明治と時代を通じて採掘された希な遺跡である。方鉛鉱を産出する鉱山は、全国的には対馬（長崎県）、神岡（岐阜県）、葡萄（新潟県）などが知られているが、近世以降の開発によりそれ以前に使用していた銀や鉛の生産設備は破壊されて遺存せず、久喜銀山遺跡での調査例が初見と考えられる。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

出典：『月刊文化財』（令和3年9月号）より

注）鍤追掘は、現在では横穴掘、豎穴掘（45度で区分）としている。

「久喜銀山遺跡」は、現在「史跡久喜銀山遺跡」としている。

イ. 指定の範囲

指定の範囲は、大林・岩屋・久喜地区に分散しており、大きくは東側から示すと下記の4つの範囲からなり、それぞれの範囲の図は次頁以降のとおりである（全体の位置図は図1-2を参照）。

- 大林採掘跡群
- 縄手吹所跡
- 床屋吹所跡
- 久喜製鍊所跡

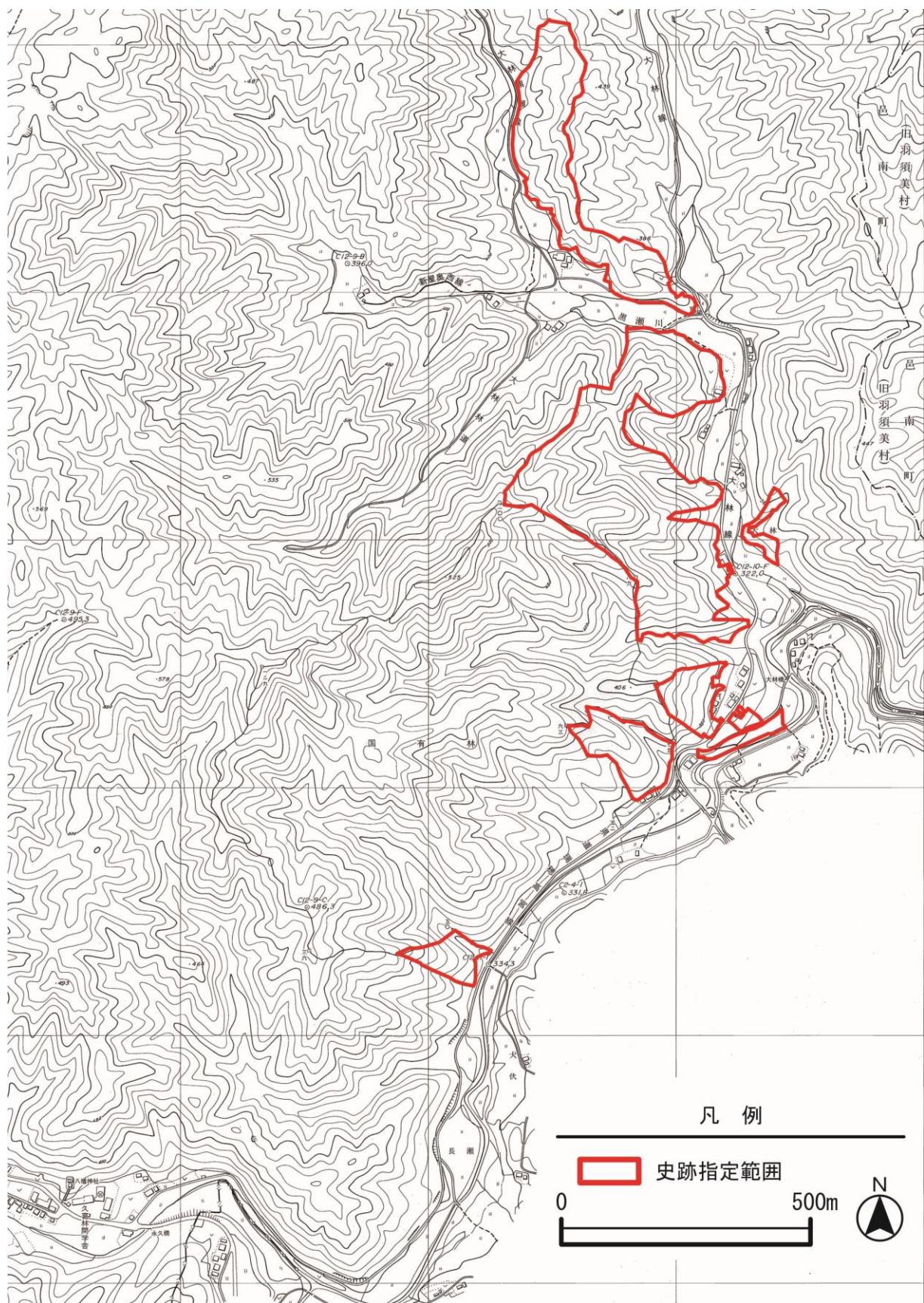


図 3-1 大林採掘跡群の史跡指定範囲

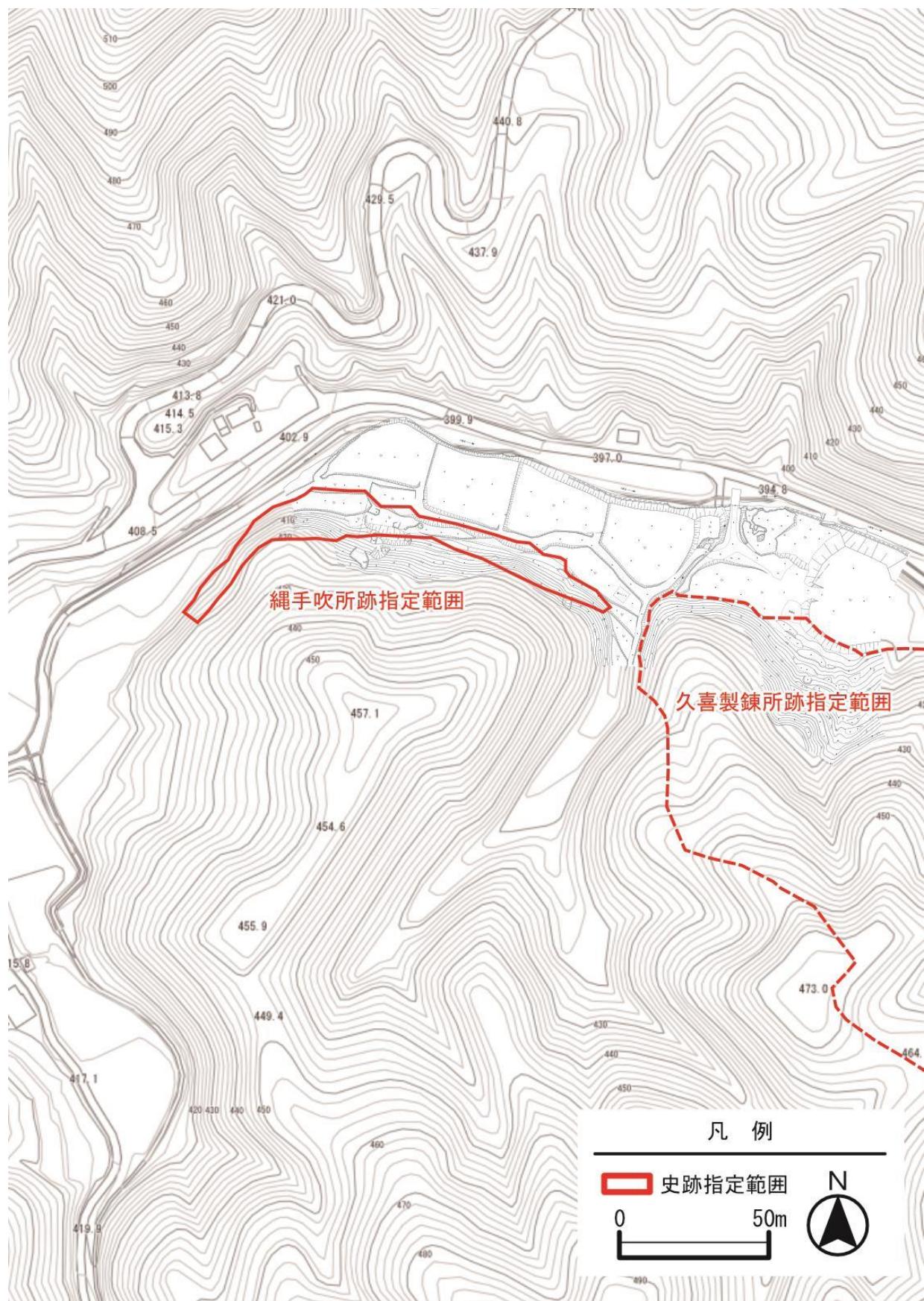
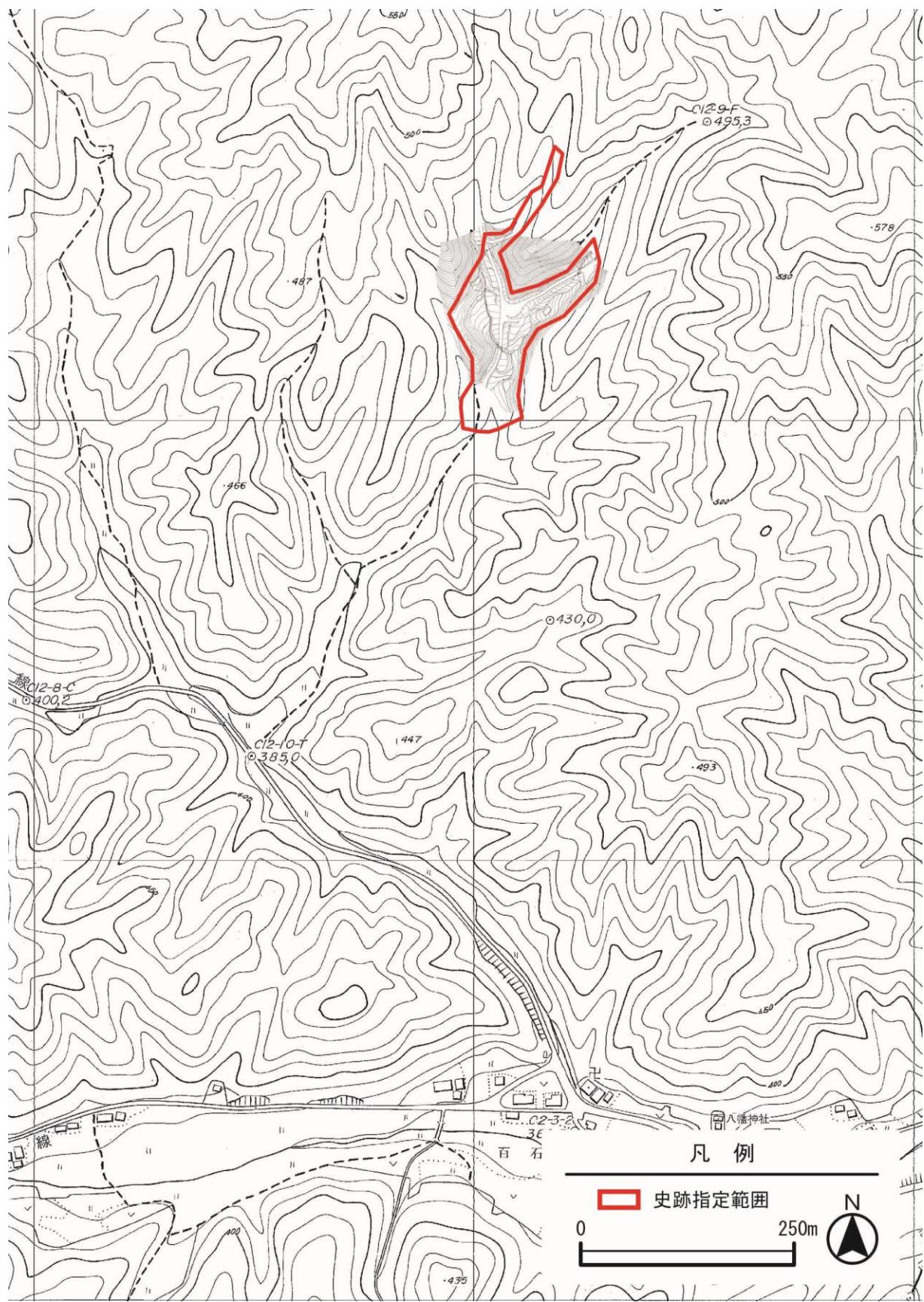


図 3-2 縄手吹所跡の史跡指定範囲



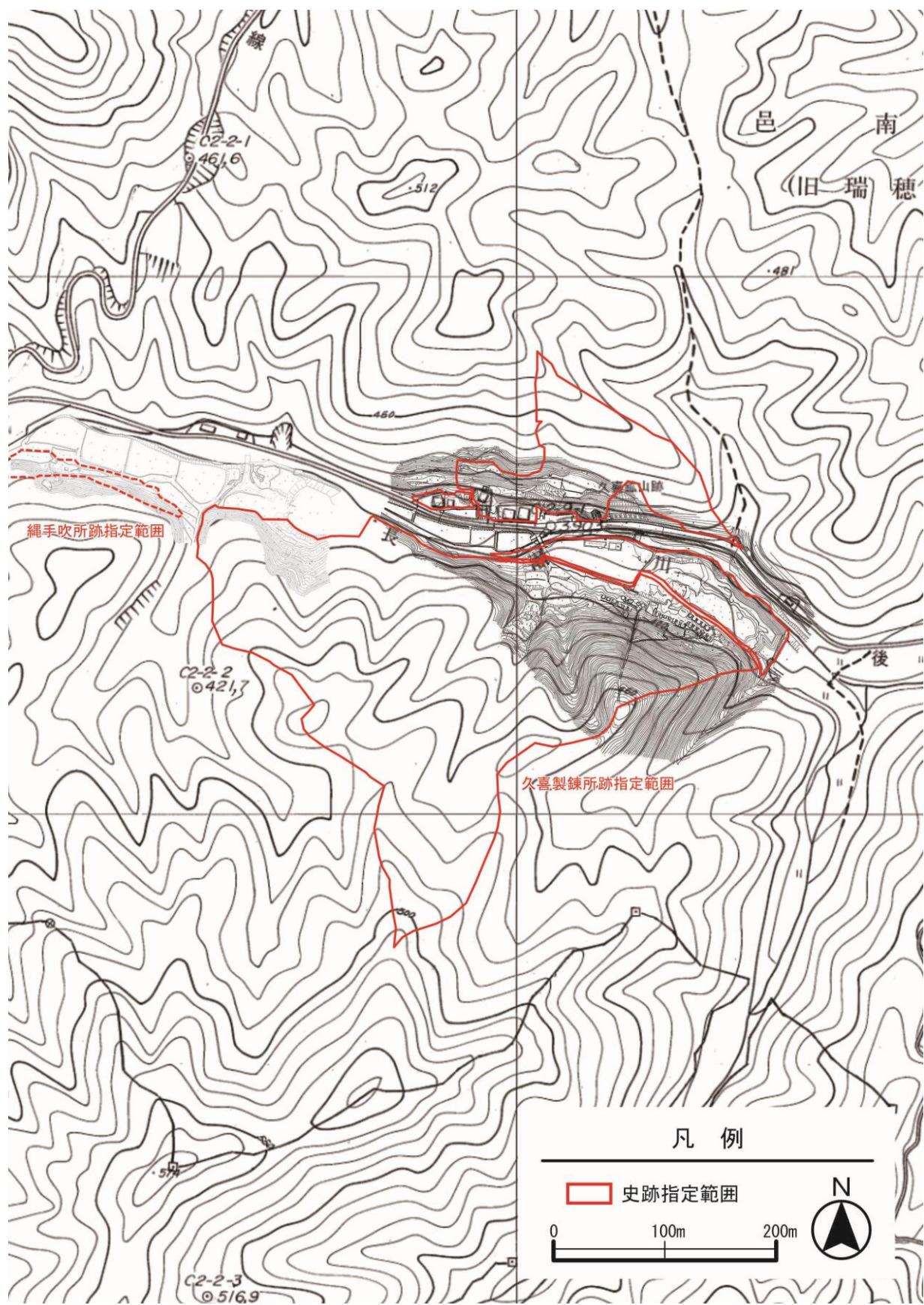


図3-4 久喜製錬所跡の史跡指定範囲

3. 指定地の状況

(1) 土地の所有関係

史跡久喜銀山遺跡の土地所有については、令和4年(2022年)現在、指定地全域が民有地となっている。

土地所有者は、個人15人及び百石自治会となっている。

(2) 土地利用

本史跡の土地利用を地目(国への史跡申請時)でみると、山林が39筆で、地積(面積)は全体の94.48%を占めている。

次いで保安林(1筆、全体の地積の2.51%)、原野(6筆、同1.99%)、雑種地(3筆、同0.53%)、宅地(2筆、同0.37%)、公衆用道路(1筆、同0.06%)、畑(2筆、同0.06%)となっている。

なお、登記地目では宅地と表記されている2筆については、山田屋敷跡でさら地となっている所と神宮寺が位置している所である。

現在、史跡全域が民有地なうえ、大部分が山林であることや間歩の安全性の考慮のため、公開を行っていない範囲が多い。

表3-1 史跡指定地の土地利用

地目	筆数(筆)	地積(m ²)	地積割合(%)
山林	39	318,462.00	94.48
保安林	1	8,451.00	2.51
原野	6	6,701.00	1.99
雑種地	3	1,797.00	0.53
宅地	2	1,248.99	0.37
公衆用道路	1	200.00	0.06
畑	2	197.00	0.06
合計	54	337,056.99	100.00

※地目、地積などは、国への史跡指定の申請時のデータ

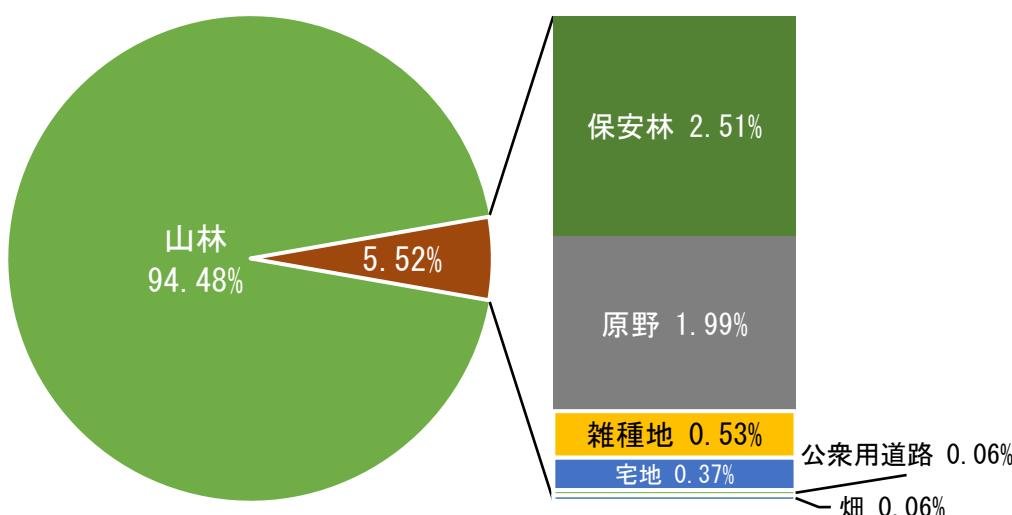


図3-5 史跡指定地の土地利用構成比

表3-2 地番（筆）別土地所有・地目の状況

所在	地番	申請時地目	現況地目	地積(m ²)		所有者
久喜	433-1	宅地	宅地	821	70	個人1
久喜	436	宅地	宅地	427	29	個人1
久喜	437	山林	山林	210		個人1
久喜	439	山林	山林	16,136		個人1
久喜	441-1	山林	山林	85,757		個人1
久喜	442	山林	雑種地	2,250		個人1
久喜	443	山林	雑種地	5,711		個人1
久喜	932	山林	保安林	16,900		百石自治会
久喜	1690	原野	山林	3,265		個人2
久喜	1713-1	原野	山林	331		個人1
久喜	1713-2	原野	宅地	335	15	個人1
大林	29-1	雑種地	雑種地	211		個人3
大林	30-1	雑種地	雑種地	1,481		個人4
大林	31-1	畠	畠	38		個人3
大林	31-2	畠	畠	159		個人5
大林	36-1	山林	山林	12,545		個人4
大林	117	山林	山林	20,012		個人6
大林	142	山林	山林	7,780		個人7
大林	226-3	山林	山林	11,159		個人7
大林	226-4	山林	山林	41,020		個人7
大林	274-1	山林	山林	1,316		個人5
大林	275-1	山林	山林	719		個人4
大林	275-2	山林	山林	964		個人4
大林	275-4	公衆用道路	公衆用道路	200		個人4
大林	276-1	山林	山林	1,141		個人8
大林	276-9	保安林	保安林	8,451		個人4
大林	280	山林	山林	10,068		個人8
大林	284-1	山林	山林	9,872		個人9
大林	292-2	雑種地	雑種地	105		個人10
大林	293-1	山林	山林	1,232		個人4
大林	302	山林	山林	6,981		個人11
大林	303-1	山林	山林	6,990		個人10
大林	309-2	山林	山林	4,485		個人12
大林	309-3	山林	山林	3,479		個人13
大林	309-4	山林	山林	4,244		個人5
大林	310	山林	山林	7,426		個人13
大林	311	山林	山林	13,156		個人6
大林	312-1	山林	山林	2,450		個人4
大林	312-2	山林	山林	2,598		個人14
大林	314	山林	山林	37,754		個人7
大林	315-1	山林	山林	7,364		個人6
大林	315-2	山林	山林	13,024		個人12 個人14
大林	318-4	山林	山林	14,311		個人15
大林	353-1	山林	山林	1,312		個人7
大林	396-1	山林	山林	4,107		個人13

※個人の後の番号は所有者に付した番号で、同じ番号の場合は、同一の所有者を示す。

(3) 管理団体

本史跡の管理団体は邑南町である。また、史跡内の土地・建物、工作物については、地権者又は占有者が管理している。

なお、久喜製錬所跡内には一部で中国電力ネットワーク（株）配電設備の送電線路敷設地役権、県立石見養護学校の文化財保護啓発看板の看板設置権が設定されている。



写真 3-1 中電柱
(送電線路)



写真 3-2 石見養護学校設置看板
(啓発看板)

(4) 法令の規制等

史跡指定地における土地利用関係の法規制は、文化財保護法の他に森林法（保安林）、農地法、土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づく土砂災害警戒区域がある。

ア. 文化財保護法

史跡久喜銀山遺跡は、文化財保護法第 109 条により史跡に指定されており、同法第 125 条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、土木工事等については同法第 93 条により、文化庁長官への届け出が必要である。

イ. 森林法（保安林）

本史跡のうち床屋吹所跡が水源かん養保安林に指定されている。立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、島根県知事の許可が必要となっている。また、伐採地跡へは指定施業要件に従って植栽をしなければならない。なお、史跡指定地の隣接地では、大林地区に道小国有林、久喜地区に柄谷国有林があり、ともに水源かん養保安林に指定されている。

ウ. 農地法

農地法により、本史跡内の農地を地目変更、所有権の移転などを行う場合は、邑南町農業委員会の許可又は届け出が必要となる。

エ. 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域）

土砂災害警戒区域は、急斜面地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を島根県及び邑南町が行っている。なお、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

本史跡のうち、久喜地区では神宮寺跡及び山神社周辺（図 3-7）、大林地区では山の内吹所跡

及び品龍寺周辺（図3-8）が急傾斜地崩壊の特別警戒区域及び警戒区域の範囲となっている。また、史跡隣接地の久喜林間学舎周辺（図3-9）も同じく土砂災害特別警戒区域（急斜面）となっている。

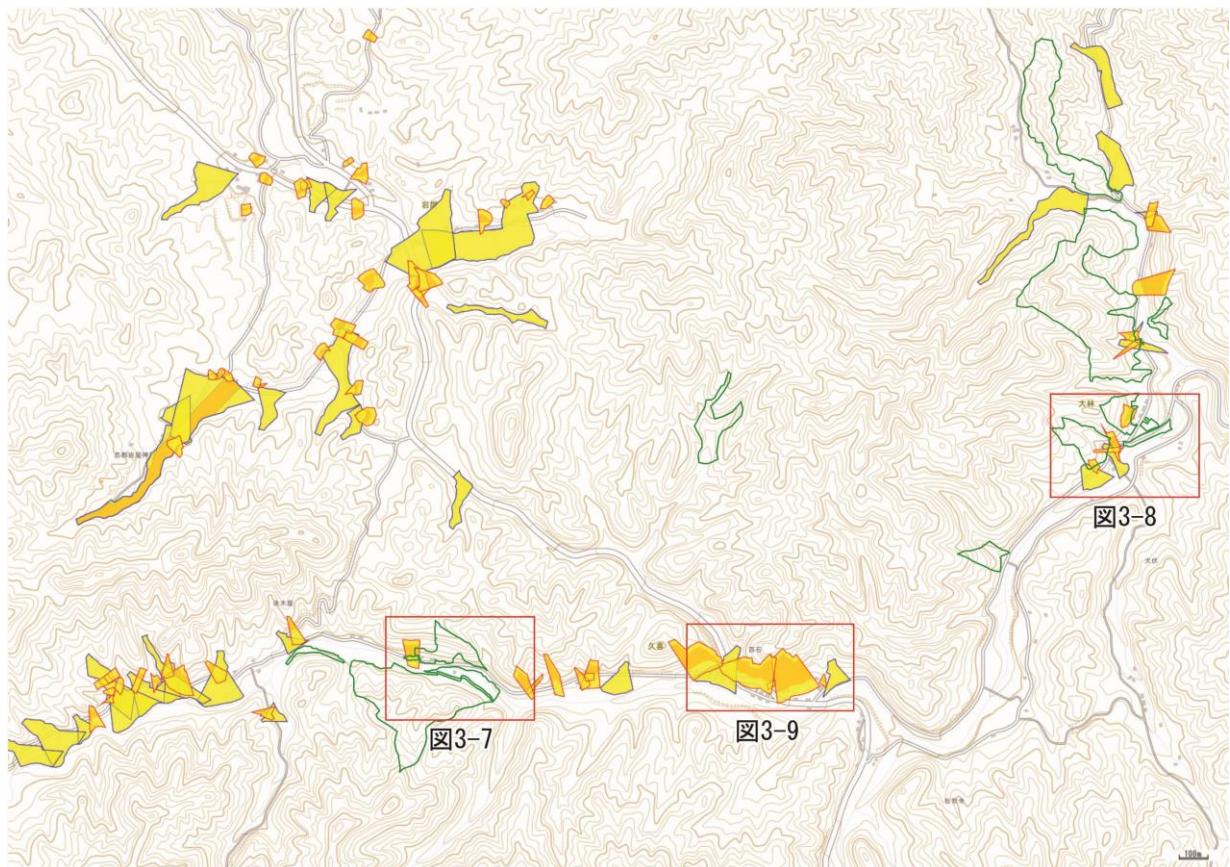


図3-7 久喜地区 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）

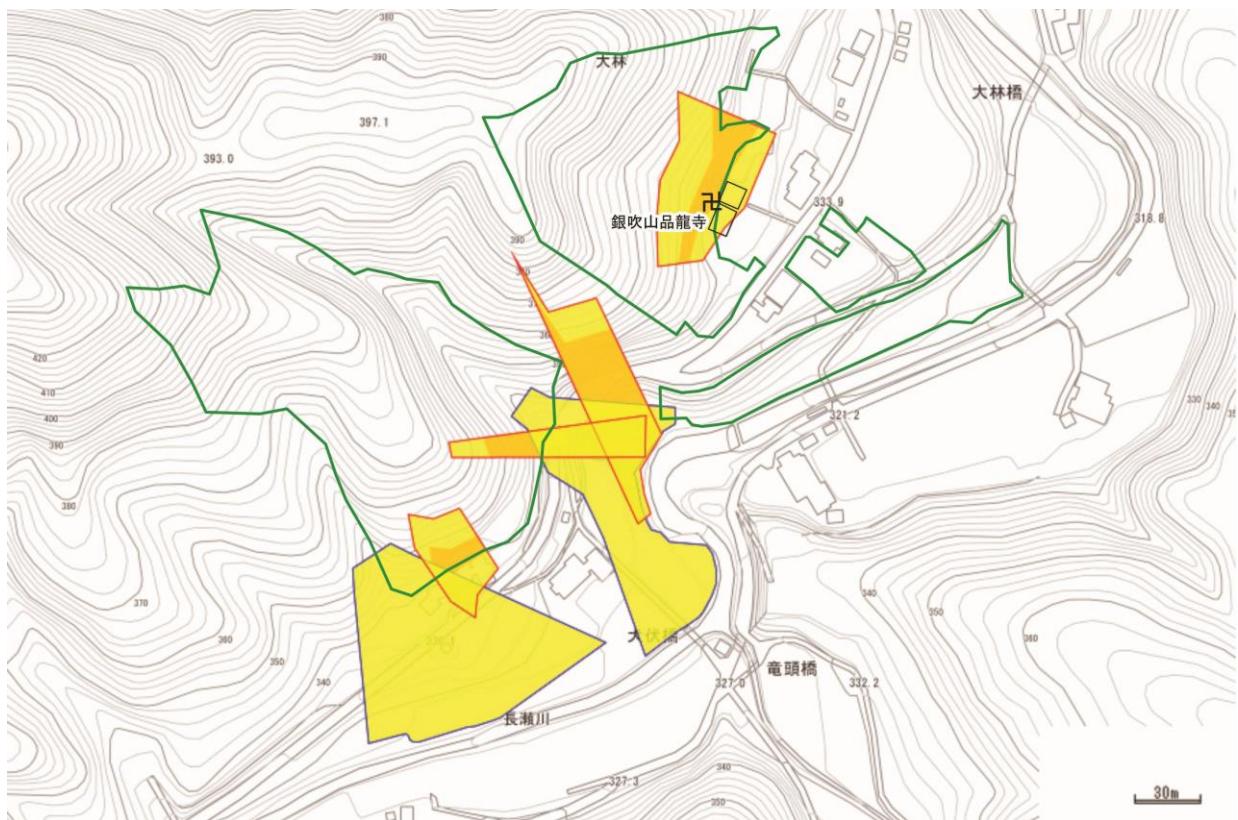


図3-8 大林地区 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）

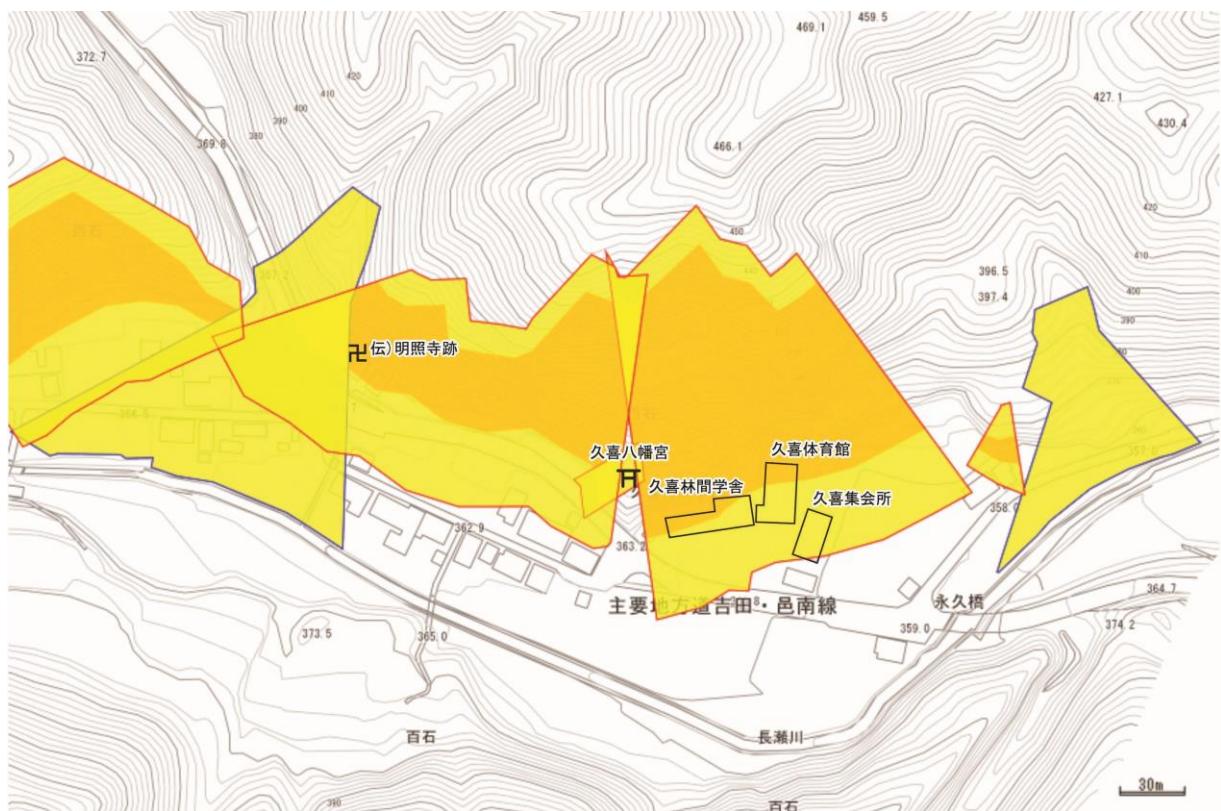


図3-9 久喜林間学舎周辺 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（島根県土木部砂防課）

4. 遺跡の概要

(1) 史跡久喜銀山遺跡の歴史

久喜銀山が開発された時期については不明な点が多い。銀山開発に深く携わったとされる「佐貫（大志茂）家文書」によれば、建久年間（1190～1199年）佐貫家の祖甚五郎右衛門利政が鉱脈を発見したとされている。また、昭和7年（1932年）に刊行された『日本礦業発達史』には弘安年間（1278～1288年）「石見に筈ヶ谷、久喜両山開山す」と書かれている。明治30年代（1897～1906年）に書かれた数通の文書には「旧記ニ呈スルニ当鉱山ハ七百年前佐貫甚五右衛門ナルモノ初メテ開坑志シ、元禄ニ至間盛ニ稼業シ、後暫ク廃絶ニ帰シ・・」とほぼ同じ文書の記載が見られる。のことから、この地域では鎌倉時代の初め頃に開山したと長く語り継がれてきたものと思われる。久喜山高善寺の寺歴を記した文書には「元就銀山を起こし人多く集まつた」ので天文11年（1542年）久喜に移転したと記されている。

なお、弘治2年（1556年）12月の「志道廣良言上書」には、この時期の久喜銀山の開発を推察させる内容が見られる。すなわち「ただいまは銀山と申事出来候て、たか荷米錢など出入り候へば・・」との記述である。これは銀山に出入りする商人から駒足（通行税）を3か所で徴収するというもので、この銀山を石見銀山と見なす見方もある。しかし、この駒足の徴収地三日市（吉田郡山城下）北（広島県安芸高田市美土里町北）など、久喜銀山への道程を示していることから、この「銀山」を久喜と見なすことも可能である。のことから、関連する資料の発見に至っていないが、16世紀の中頃、毛利元就により本格的な銀山開発が始められたものと考えられる。

その後、永禄3年（1560年）に岩屋温泉蒼で新鉱脈が発見され、さらに元亀元年（1570年）に久喜大横谷でも新鉱脈が発見され大いに栄えたという。絵図資料としては天正18年（1590年）頃に製作されたものの写しとされている宮城県図書館所蔵の『石見国絵図』に「くき銀山」が書かれている。

慶長5年（1600年）の関ヶ原の戦いの後は石見銀山とともに幕府直轄地となった。久喜村・大林村は幕末まで直轄地であったが、岩屋村は元和5年（1619年）に浜田藩領となっている。慶長7年（1602年）に大林村の屋敷数は151戸あり、「銀や」「ふきや・ふろや」「かち」「すみ」といった銀生産に関する屋号のほか、「たばこや」「かみゆい」といった屋号も見られ、多様な職業や階層が集住する鉱山町が形成されていた。

万治年間（1658～1661年）には、松井善兵衛が多くの鉱脈を発見して大いに栄えたと伝えられている。しかし、17世紀末頃には次第に生産量が減少し、18世紀に入るとほとんど採掘が行われなくなったようである。享保元年（1716年）には、久喜村の間歩18口のうち17口は「稼人無御座候」の状態で、唯一水抜間歩が開発されるのみであった。また、大林村では43口の間歩があり、これら全てが「久々稼人無御座候」であった。

延宝元年（1673年）以降、幕府による産銀の総買上げ制が実施され、石見銀山はもとより久喜、大林の両銀山のそれは全て代官所が一元的に管理した。元禄5年（1692年）「灰吹位戻り銀割付帳」によると、この年代官所が買い上げた産銀は全体で254貫余り、このうち久喜の半左衛門分2貫700匁であった。若干の増減はあるものの、この産銀量は当該期の久喜銀山の産銀状況を概ね反映しているものといえる。

その後、文化7～11年（1810～1814年）にかけて銀山再開発のための調査が進められ、数か所で試掘（問掘）も行われているが、詳細は不明である。

明治期に入ると全国各地で鉱山開発が進められるが、久喜・大林・岩屋でも明治10年代後半（1882～1886年）頃には多くの試掘願・仮区願が出されている。そのような動きの中で、津和野の堀家は、明治21年（1888年）6月5日、邑智郡出羽村大字大林（水ノ奥・長トロ・東谷）で銀鉱の借区92,376坪1合、続く10月15日には同村大字久喜（出手ノ上・神宮寺・与次郎）で銀鉱の借区25,351坪1合をそれぞれ出願した。その2年後の明治23年（1890年）9月5日には久

喜及び岩屋の両所（与九郎・湯谷・権太平・若宮・中通）で28,600坪の増借区を、同年9月21日には久喜（床屋・大別当・名無谷・大平・白石）、岩屋（打通・寺屋敷）の両所において試掘をそれぞれ出願した。また、大林は明治29年（1896年）には東谷鉱山と併合して「大林鉱山」となり、明治30年（1897年）には出羽鉱山を合併して「久喜鉱山」とした。

当初鉱業人は堀家の支配人宮崎弥三郎であったが、明治28年（1895年）からは堀伴成の名義に変更し、明治29年（1896年）には板垣仁吉を伴成の鉱業代理人に選任した。なお、鉱業人名義は堀伴成ではあったが、明治8年（1875年）に息子の禮造に家督を譲っており、実質的な経営者は禮造であった。

久喜鉱山は「明治式拾壹年ヨリ当銅ケ丸銅山ノ支山トシテ久喜鉱山ノ探鉱ヲ継続セシガ明治式拾九年ニ至リ銅ケ丸ノ起業漸ク成リ基礎確立セシヲ以テ之ヨリ益々久喜鉱山ノ探鉱事業ヲ拡張シ銳意鉱床ノ開発ニ勉メ」とあり、同じく堀家が経営する銅ケ丸鉱山の支山であり、同鉱山の事業が確立したのを受けて探鉱事業の拡張が図られている。なお、明治40年（1907年）2月13日付で銅ケ丸堀鉱山会計課から堀本店に宛ての書簡には明治39年（1906年）9月から12月までの経費に関する報告がなされており、経理事務管理は同鉱山の会計課が行つたものであろう。

堀家は、明治21年（1888年）に借区を取得してからは探鉱に着手し、大横谷坑及水抜坑（延長5,700尺）の開鑿を進め明治31年（1898年）に至って有望な鉱床を発見した。明治32年（1899年）から探鉱に着手し、明治33年（1900年）に至って製錬を開始した。明治37年（1904年）には諸般設備の近代化を進めるとともに水力電気事業を起こしその後順調に生産量も増えていったが、明治40年代に入ると年々損失を計上するようになったことから、明治41年（1908年）には鉱山の再建が求められるようになり、これを受け経営費等の検討が行われ、以下のような改革案が提示された。久喜鉱山主事桑原織太郎から鉱主堀藤十郎に提出された副申書によると「現下探鉱場ノ状況ハ別紙ノ通り未タ探鉱ニ堪ユル良鉱脈ヲ開発不仕、探鉱場ノ景況ハ現状ノ方針ニテ探鉱ヲ継続スルコト不可能ノ状況ニ陥リ居候ニ付、種々調査研究ノ上製産費減額ヲ講シ、以テ探鉱場ノ現状ニ相応スル程度ニ製産ヲ減シ、当山ノ命脈ヲ永ク維持シテ專ラ探鉱ニ勉メ他日再ヒ隆盛ノ気運ニ達スルヲ期シ候方針ニ改メ候」とあり、新たな生産費を減じて現状を維持しつつ、探鉱を進めながら富鉱の発見に望みを期待する、といった極めて消極的なものであった。

大正期に入ると、堀鉱業株式会社の経営は笹ヶ谷・宝満山・荒金の鉱山を除いて多くが赤字経営となっており、そこで大正3年（1914年）4月、久喜・大林の鉱区並びに付属の土地・建物・機械を邑智郡出羽村の日野徳三郎、同村日野代助、同村久喜大橋徳市郎の3名に譲渡することとなった。

「久喜鉱山売渡契約ニ關スル書類」によると、この契約は久喜鉱山（採掘権登録第55号）及び大林鉱山（採掘権登録第52号）の鉱区、付随の土地建物及び機械器具類を譲渡するもので、大正3年（1914年）4月30日付で譲渡人堀藤十郎（代理人板垣仁吉）と譲受人の邑智郡出羽村三日市の日野徳三郎、同所日野代助、同村久喜大橋徳市郎との間で結ばれた。具体的な契約内容は次のとおりである。

- ①代金3,300円、契約締結時500円、その残りは大正3年（1914年）12月から同5年（1916年）12月の間に560円を5度に分割して支払うこと
 - ②代金全額を受け取った後、堀氏が鉱業権の名義替え及び土地建物の所有権の移転手続きを始めること
 - ③第1回目の代金の支払いが終了した後、事業の着手並びに売買物件の鉱業用の使用が可能となること
 - ④本契約の成立後譲受人は、鉱業税、土地使用料などを一切負担し、期限内に納付すること、鉱業法の規定にかかる書類は厳重に提出すること、鉱業名義人の名誉信用を損なうことのないようにすること
- しかし、この契約は一時棚上げとなった後、邑智郡柏瀬村森脇豊治との契約が進められたがこ

れも頓挫した。大正4年(1915年)に至って前掲日野徳三郎により契約金の入金がされたことによって堀氏による久喜鉱山の経営は終焉を迎えることとなった。

大正3~6年(1914~1917年)には少量の含銀鉛が生産され、大正7年(1918年)は鉱石の産出の記録がある。しかし、その後は大正11年(1922年)までの産額の記載はなく、採鉱も製錬所の操業もなかったと思われる。大正14~昭和4年(1925~1929年)の鉱業権は日野徳三郎で、昭和5~17年(1930~1942年)の鉱区一覧に久喜銀山は存在しない。その後の経過は不明であるが、昭和26年(1951年)に久喜鉱業所(代表廣岡彪平)が採掘を試みたものの、昭和31年(1956年)に中止したとされ、久喜銀山の長い歴史は終わった。

表 3-3 久喜銀山略年表

(1/2)

西暦	和暦	久喜銀山の出来事
1190~1199	建久年間	佐貫甚五郎右衛門利政が鉱脈を発見と言われている 山神社・神宮寺を建立
1278~1288	弘安年間	石見に筈ヶ谷、久喜両山開坑
1530	享禄3	毛利氏に攻められ高橋氏滅びる。久喜周辺は毛利領となる
1535	天文4	松尾城築城 城主高橋伊豫守弘厚を置き久喜銀山を守らせる
1542	天文11	高善寺文書に「芸州吉田郡山城主毛利氏が久喜銀山を起し多くの人々が集まり高善寺も久喜に移す」とある
1556	弘治2	毛利元就家臣志道廣良の言上書に「ただいまは銀山と申出来事候」とあり、この記述の銀山を久喜銀山と見なすことも可能
1560	永禄3	岩屋温泉蒼に新鉱脈を発見と言われている
1570	元亀元	小川惣助が久喜の大横谷に400尋の鉱脈発見(大横谷間歩) 久喜村の村用木を建てて置くため一部大林村と改名
1590頃		『石見国絵図』に「くき銀山」の記載あり
1600	慶長5	徳川家康が津和野藩を除く久喜・大林銀山を含む石見の国を天領とする
1601	慶長6	大久保長安が久喜・大林銀山の開発にも力を入れる
1602	慶長7	大林村ノ内銀山屋敷帳 家数151戸、空き家25戸、寺3の記載あり
1604頃		銀山奉行大久保長安、久喜・大林の開発に精を入れるよう指示する
1619	元和5	岩屋村は浜田藩領となる
1658~1661	万治年間	松井善兵衛が多くの鉱脈を発見と言われている
1670	寛文10	久喜銀山24口間歩 原間歩銀7貫目余り運上 前山少々運上 大横相両年稼不申候大林銀山44口間歩 近年稼不申
1690	元禄3	久喜山役の銀550目3分5厘
1691	元禄4	久喜山役の銀385匁
1699	元禄12	大林銀山、間歩数40口
1716	正徳6	久喜村藤田新右エ衛門、肥前間歩の水抜普請を出願
1716	享保元	久喜銀山の間歩数18口、大林銀山の間歩数43口、稼人なしの状態
1726	享保11	泉屋(住友)が岩屋村之内 打通し1か所を見分
1751~1763		この頃、久喜・大林の両銀山は留山となる

表 3-3 久喜銀山略年表

(2/2)

西暦	和暦	久喜銀山の出来事
1810	文化7	「大林村古銀山鍊試吹覚」記 代官 前沢藤十郎の時代 久喜大林銀山古間歩再開発計画7月 銀山附役人 山中百次入山 8月15日再調査 山中百次・沢井大三郎・山師・様人・元銀次 師・明り人の都合8人で古銀山の見分
1812	文化9	代官 前沢藤十郎、再開発可能と勘定所問掘願提出し採掘許可を得る 堀伴成、苗許可を受け藤十郎に譲る
1883	明治16	山本大助、試廃鉱採石を出願する
1884	明治17	森脇完右衛門、借区開坑願を提出する
1885	明治18	宇津田周三郎等、試掘願を提出
1887	明治20	宮崎弥三郎、水ノ奥道小山長トロ他などにおいて試掘を願い出る
1888	明治21	久喜・大林、宮崎弥三郎名義にて借区を申請して探鉱に着手
1896	明治29	東谷鉱山と併合して「大林鉱山」と改める
1897	明治30	出羽鉱山を合併して「久喜鉱山」と改める
1898	明治31	探鉱の結果、良鉱に当たる
1899	明治32	本格的に採鉱に着手
1900	明治33	製錬を開始する
1903	明治36	坑夫74人、坑外夫109人
1907	明治40	坑道下り口が水没
1908	明治41	金属価格の暴落により閉山 鉱員は出雲宝満山に移る
1914	大正3	久喜・大林の鉱区、土地・建物・機械を金3,300円で邑智郡出羽村の日野徳三郎、同村日野代助、同村久喜大橋徳市郎の3名に譲渡する契約を結ぶ
1915	大正4	日野徳三郎外5名との譲渡契約が成立する、堀家の撤退
1930	昭和5	大阪市の高木春市が採掘権を取得
1940	昭和15	昭和鉱業（株）が採掘権を取得
1951	昭和26	久喜鉱業所が採掘権を取得 代表者広岡彪平 再掘の準備坑道整備 採掘を始める
1956	昭和31	採掘を中止、閉山となる 試掘権設定 島根県登録番号4289号 更新されず試掘権消滅 現在に至る

(2) 史跡指定地の概要

ア. 調査の履歴

史跡久喜銀山遺跡は、昭和 63 年度(1988 年度)に実施した町内遺跡詳細分布調査によって詳細が明らかになった。

邑南町教育委員会では、久喜製錬所跡を中心とした範囲の遺跡の保存に向けた措置を講じるため、平成 22 年度(2010 年度)の採掘跡などの分布調査以降、継続して調査を実施してきた。

表 3-4 史跡久喜銀山遺跡の調査経過一覧表

年度	調査名称	調査内容ほか
平成 22 (2010)	採掘跡等分布調査	久喜地区大横谷坑、水抜坑周辺及び大林地区道小間歩周辺を中心に約 410 か所の採掘跡の確認
	久喜製錬所跡地形測量	石組遺構群、煙道、からみ原などの遺構配置を確認
平成 23 (2011)	床屋吹所跡現地調査	含銀鉛鉱(銀鉛鉱) 製錬を行った遺構であること
	採取したスラグ等の化学分析を実施	を確認
平成 24 (2012)	採掘跡等分布調査	岩屋地区を中心に約 500 か所の採掘跡を確認
	久喜製錬所跡詳細踏査及びトレンチ調査	キルン、ストール、溶鉱炉の存在を確認
	山の内吹所跡周辺地形測量	遺構群の立地、配置及びスラグの分布範囲を確認
平成 25 (2013)	採掘跡等分布調査	大林地区を中心に約 470 か所の採掘跡を確認
	床屋吹所跡周辺地形測量	約 80 基の焼竈跡を確認
	床屋吹所跡トレンチ調査及び A 区焼竈跡発掘調査	焼竈の基本構造や用途について確認
平成 26 (2014)	採掘跡等分布調査	久喜地区後木屋及び大林地区を中心に約 160 か所の採掘跡を確認
	久喜製錬所跡トレンチ調査	地下登り煙道の構造を確認
	床屋吹所跡発掘調査	B 区吹床下部構造及び建物跡を検出
	久喜製錬所跡・床屋吹所跡・山の内吹所跡にて採取したスラグ及び焼土等の化学分析	製錬された鉱物の特定、組成及び各種遺構の性格等について明らかになった。
	動植物調査及び文献調査	
平成 27 (2015)	床屋吹所跡発掘調査	B 区吹床下部構造を確認など
	文献調査	堀家文書
	動植物調査	薬用植物の分布から鉱山集落を復元
平成 28 (2016)	縄手吹所跡現地踏査	広範囲にスラグの散布を確認(文献及び絵図の記述と一致)
	久喜製錬所跡煙道残存部の三次元測量	煙道の内部構造が明らかになる
	動植物調査	薬用植物の分布から鉱山集落を復元
平成 31 (2019)	縄手吹所跡トレンチ調査	15 世紀～17 世紀にかけての製錬関連遺構を検出
令和 2 (2020)	縄手吹所跡トレンチ調査	15 世紀～17 世紀にかけての製錬関連遺構を検出

イ. 大林採掘跡群

大林採掘跡群は、久喜銀山遺跡の東の大林地区に位置し、北東から南西方面に走る大林鉱脈群に沿って $1.4\text{ km} \times 400\text{m}$ の範囲に多くの間歩が集中的に分布している。

この鉱脈群の北端に近い正田地区には風穴と呼ばれている間歩があり、そこから南斜め上方に向に、約 100m の一見山道のように見える露頭掘あるいは探鉱跡が所在する。この露頭掘の中に 10 か所以上の横穴掘跡が見られる。このような大きな露頭掘跡は大山谷地区でも見られるが、大林地区（大林採掘跡群）に分布する間歩のほとんどは山腹斜面・尾根筋に掘られた横穴掘跡である。

風穴間歩は露頭掘の最下位に掘られており、その坑道の断面形は長方形であり、18 世紀初め頃大森代官所により再開発が試みられたときのものではないかと思われる。このような断面が方形に掘られた坑道は阿色など他の地区でも見ることができる。

大山谷地区にも大規模な露頭掘が見られるほか、横穴掘跡が集中的に分布している。その横穴掘跡もかなりの長さにわたって直線的に並んでいることが多い。鉱脈に沿って掘られていると考えられ、この地区は比較的岩盤が露出していることが多く、鉱脈が発見しやすかったと思われる。

大山谷地区の奥部は未踏査である。ここから東谷尾根筋までの間には間歩が分布している可能性がある。

山の内吹所は江戸時代前期のものと考えられている。現在でも広い範囲にスラグが厚く堆積しているが、この地区の古い写真を見ると、スラグの堆積を掘割って、町道を開設している様子が見られ、大林地区でも多くの銀や鉛が生産されたこと示している。



写真 3-3 大林線バス開通の記念写真（昭和 38 年）

スラグの堆積を掘割って、町道を開設している様子が見える

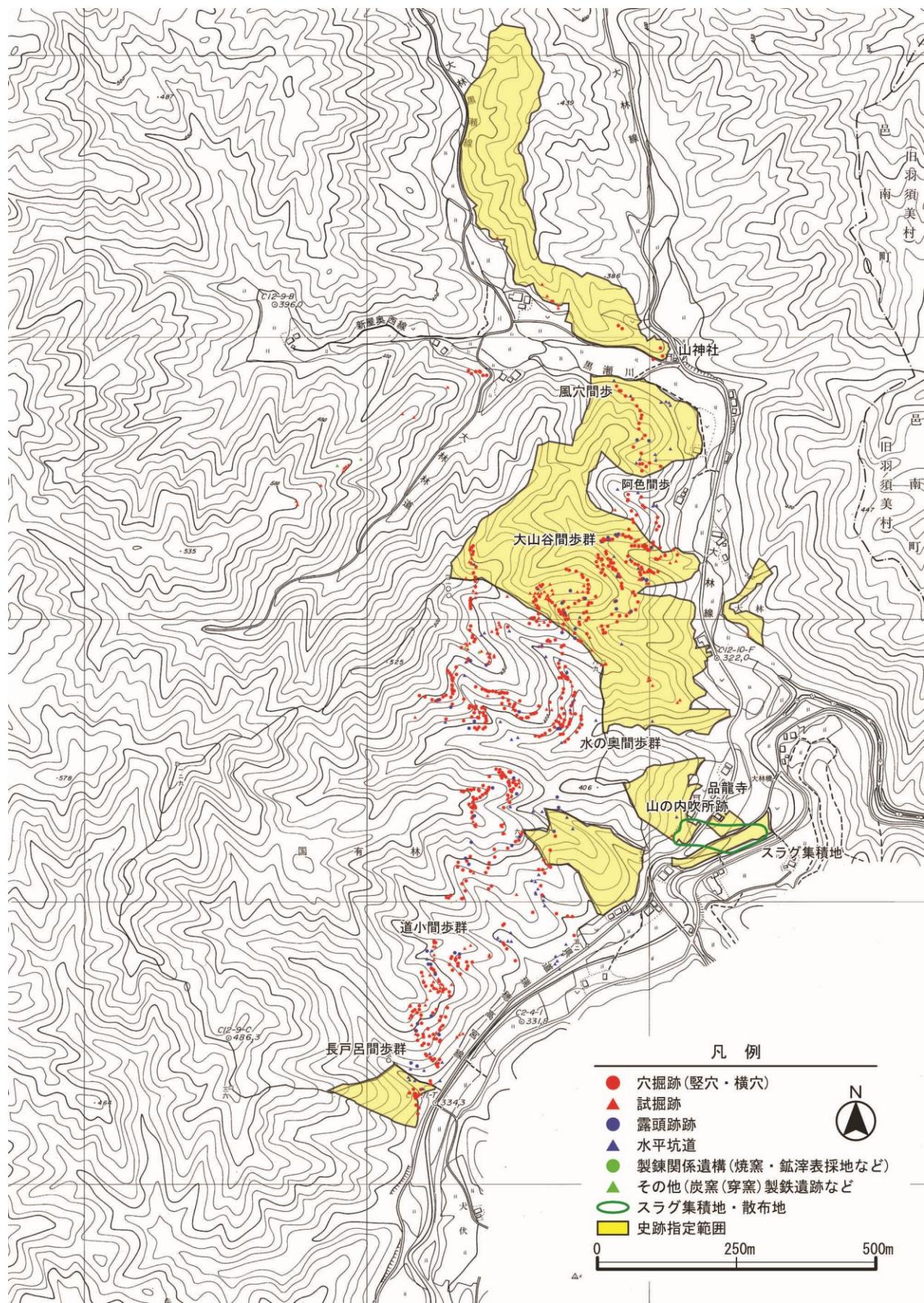


図 3-10 大林採掘跡群遺構配置図

ウ. 縄手吹所跡

縄手とは、久喜製錬所跡から西に約300mの距離にある地名である。縄手吹所跡は長瀬川に広がる谷あいに所在する。

遺構としては、鉛の製錬炉跡1基及び製錬炉2基、製錬炉跡の可能性のある土坑1基が確認されている。遺物としては、17世紀前半の肥前系陶器の出土及び16世紀後半から17世紀初頭にかけての中国産の貿易陶磁器の表採が確認されている。

縄手吹所跡の操業は、製錬炉跡底部で検出された炭化物の放射性炭素年代測定結果（15世紀から17世紀）や出土遺物及び文化7年（1810年）頃に描かれたとされる「久喜村絵図」に、すでに当地が「吹床荒地」と記述されていることから、16世紀後半から17世紀初頭と想定されている。

調査完了後に、遺跡の埋め戻し作業を行っており、現在では遺構を見ることができない。

遺跡範囲外の遺構としては、周辺の字寺の奥に穴掘と思われる採掘跡と長瀬川対岸に大横谷間歩群が確認されている。

町道後木屋線から縄手方面の平坦面は「長屋千軒跡」の伝承があるが、昭和40年代頃の整地土の影響を受けており、遺構遺物等は確認されていない。

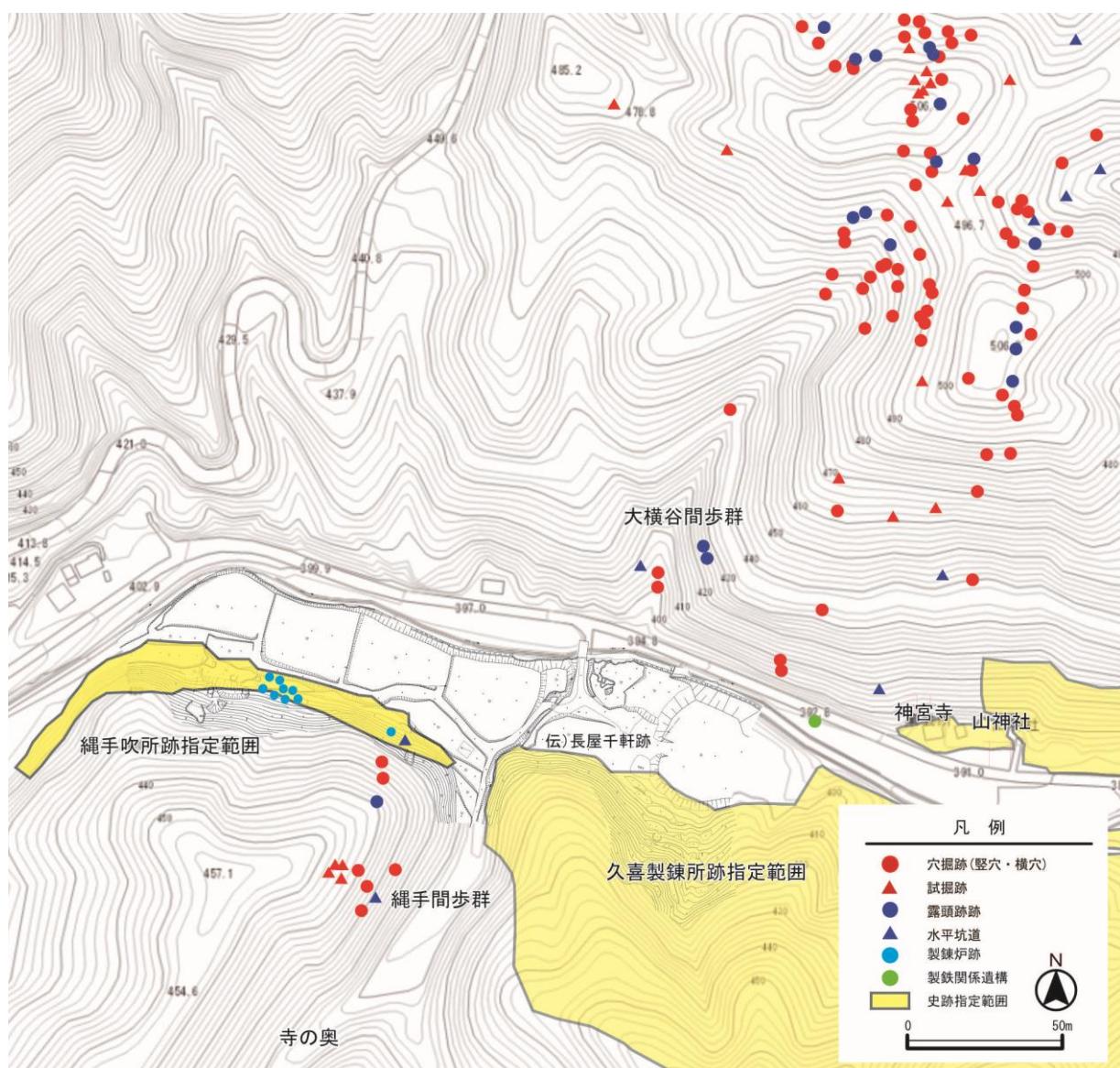


図3-11 縄手吹所跡遺構配置図

工. 床屋吹所跡

床屋とは、久喜地区百石集落内の島根県道6号吉田邑南線北側の谷の地名である。床屋吹所跡は、県道6号線から600mほど北東に入った谷間の平坦部に所在する。

遺構としては、焼竈跡150基、鉛吹床跡1基、ろかす吹床跡1基が確認されている。遺物としては、ろかすを吹き戻した炭酸鉛が確認されており、同時期に灰吹きも行われていたと考えられる。このことにより、床屋吹所跡では、「焼竈→鉛吹床→(灰吹)→ろかす吹床」という過程を経ていたことが推定できる。

床屋吹所跡の操業は、遺構から検出した炭化物の放射性炭素年代測定の結果及び出土遺物の年代から概ね17世紀後半の短期間であったことが推定されている。

本遺跡では製錬炉跡は検出されていないが、羽口の一部らしきものやスラグが確認されていることから、付近で製錬作業が行われていたことが推定されている。

史跡指定地外の遺構としては、床屋吹所跡の焼竈群の尾根筋から北方向に穴掘や坑道掘と思われる採掘跡である床屋間歩群(指定地内外に分布)、さらに尾根を越えた北側には東谷間歩群が確認されている。

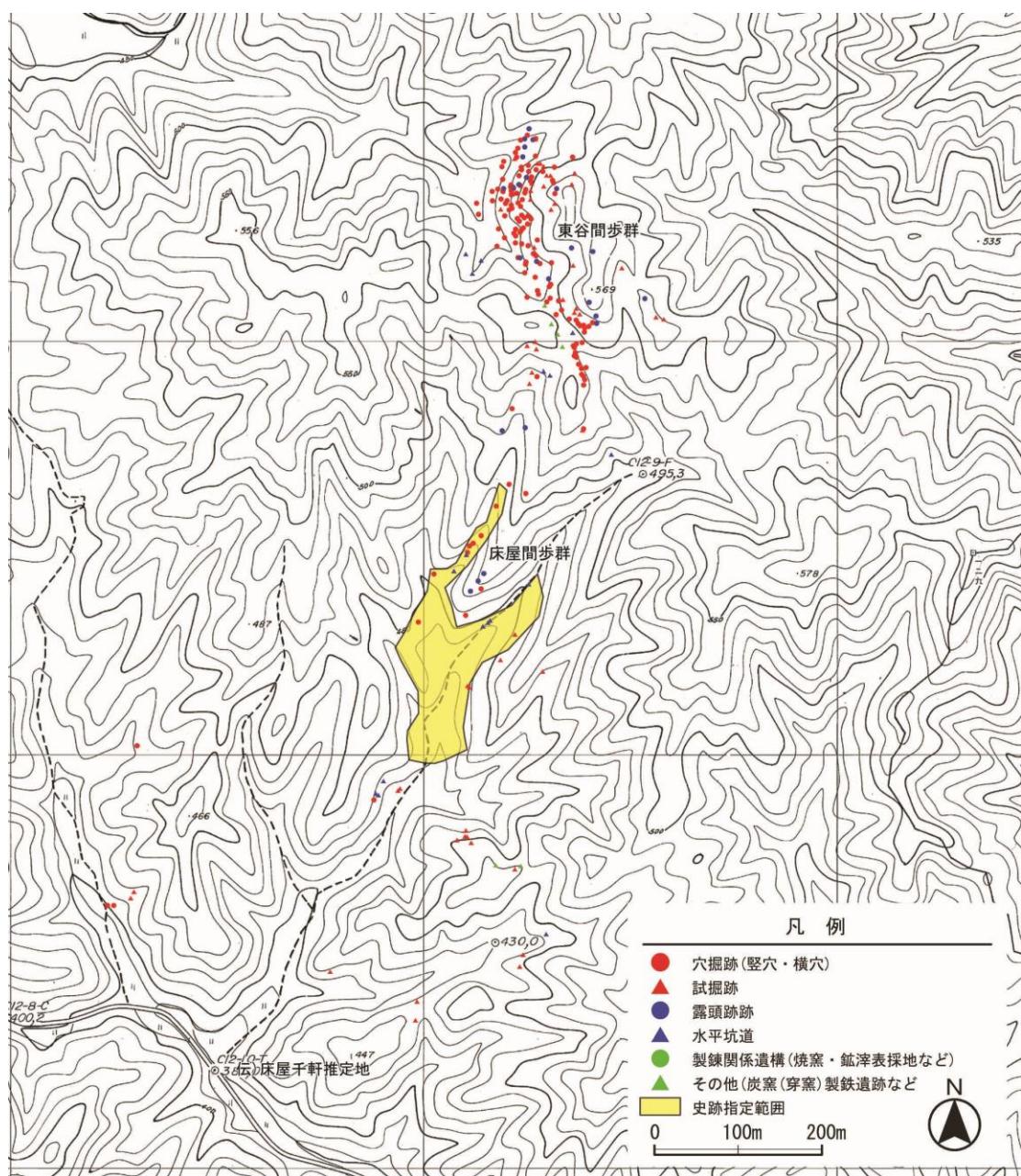


図3-12 床屋吹所跡遺構配置図

オ. 久喜製錬所跡

久喜製錬所跡は、久喜地区南西部の後木屋集落字山根川内に所在し、東流する長瀬川の右岸に山麓小平地及びその背後の山腹に遺構が広がっている。

遺構としては、山裾緩斜面の東西約113mの範囲に円形の煉瓦積み炉（キルン跡）2基、方形の石組炉（ストール跡）23基、円形の石組炉（熔鉱炉跡）4基が整然と並んでいる。

山頂に向かって石積みと煉瓦を用いて築いた100mあまりの地下登り煙道が続いているが、頂上付近の約21.5mしか原型を保っていない。その地下登り煙道に東西から接続する横煙道が作られている。

それら遺構の北東方向には、東西約100m、南北約30mの範囲でからみ原（廃津場）が広がっている。しかし、かつてはこの西側に建てられている久喜コミュニティセンター辺りまでからみ原が広がっていたとの聞き取りもあり、コミュニティセンター付近ではコミュニティ広場の排水工事中に掘り出された溶鉱炉の炉底で固まった製錬滓が放置されているほか、溶媒用の石灰も当時のまま放置されているのが確認できる。その北側の長瀬川沿いでは、動力用水車の基礎部分が検出されている。

さらに、北西方向には山田屋敷跡（職頭邸宅跡）との伝承のある屋敷跡や銀山が稼働していた当時に信仰されていた神宮寺があり、山田屋敷跡北側には神宮寺と同じく信仰対象である山神社が位置する。長瀬川対岸には明治期の主要坑道である水抜坑が開口しており、かつては坑内から長瀬川を渡り製錬炉までトロッコの線路が引かれていた。この水抜坑の北側には、正蓮寺が建てられていたと伝えられている平坦面が確認されている。

史跡指定地外の遺構等としては、神宮寺の北側に西福寺が建てられていたと伝えられている平坦面が確認されている。

久喜製錬所周辺で採掘から製錬までの一連の工程、そしてその工程に使用された遺構群が一か所でまとまって遺存している。

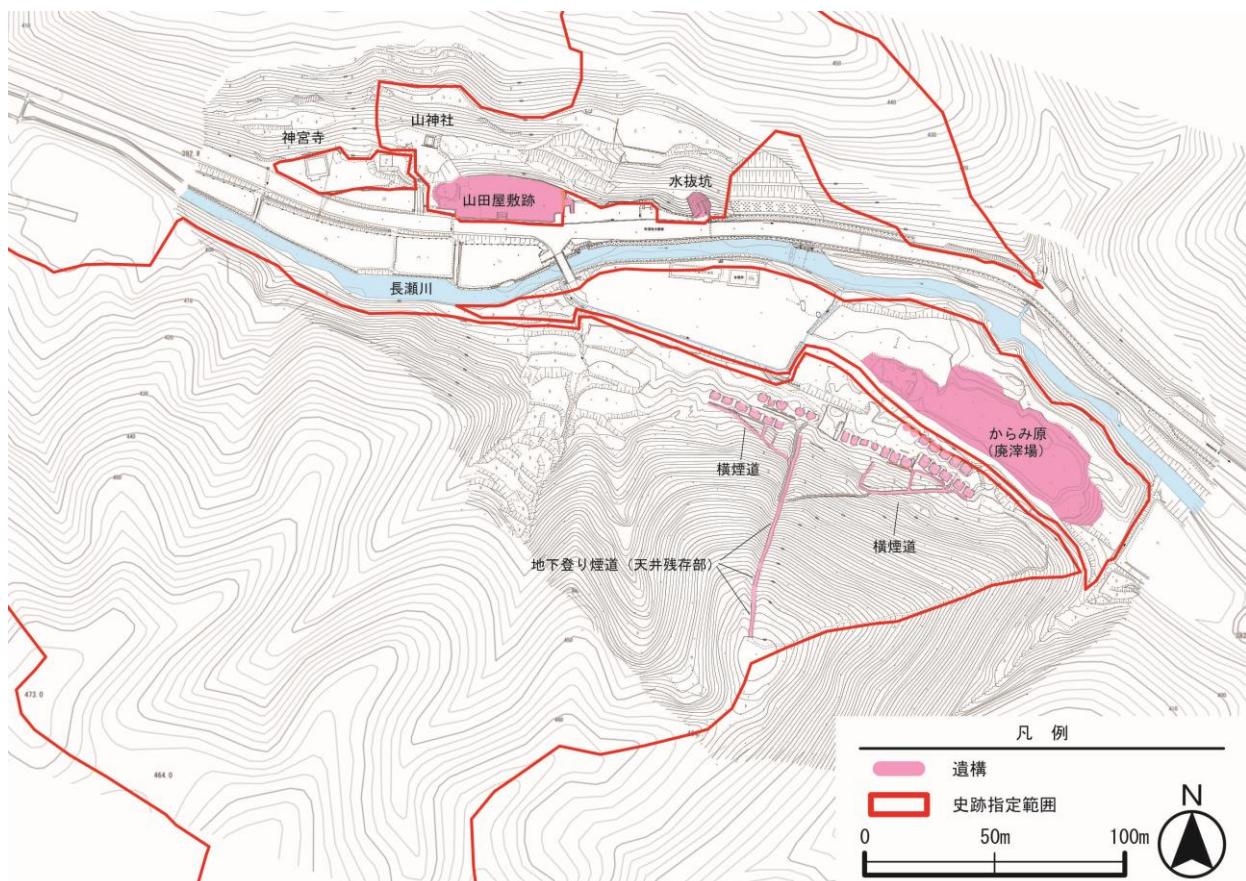


図3-13 久喜製錬所跡遺構配置図（詳細）

【参考・関連文献（第2章・第3章）】

- ・大田市所有史料（1810頃）『久喜村絵図』
- ・竹中定次郎（1903）「久喜鉱山」『雲石鉱山内容誌 全』 若林旭洋散史題詩 鉱業委託所蔵版
- ・農商務省鑛山局（1906、1907、1908）「久喜鑛山」『本邦鑛業一斑』
- ・平林 武（1907）「久喜鑛山 島根縣石見国邑智郡出羽村大字久喜」『平林 武 フィールドノート』
- ・鑛山懇話會（1932）『日本鑛業発達史 上巻』
- ・島根県工業開発課（1951）『島根県地下資源概査報告書』
- ・瑞穂町誌編集委員会（1964）『瑞穂町誌（第一集）』
- ・日本金属学会（1964）『新制金属講座 新版製錬編 非鉄金属製錬』
- ・瑞穂町教育委員会（1966）『瑞穂町誌（第二集）』
- ・石見町誌編纂委員会（1972）『島根県邑智郡 石見町誌（下巻）』 石見町
- ・瑞穂町文化財専門委員（1976）『瑞穂町誌（第三集）』 瑞穂町教育委員会
- ・瑞穂町教育委員会（1989）『島根県邑智郡 瑞穂町内遺跡分布図II—出羽地区—』
- ・松浦浩久（1989）「山陰地方中部に分布する白亜紀後期-古第三紀火成岩類の区分と放射年代」『地質調査所月報 第40巻 第9号』
- ・松浦裕久（1989）山陰地方中部に分布する白亜紀後期-古第三紀火成岩類の区分と放射年代。地質調査所月報、第40号、第9号
- ・広島県教育委員会（1995）『広島県遺跡地図 III（山県郡）』
- ・島根県教育委員会（1997）『島根県中近世城館跡分布調査報告書（第1集）石見の城館跡』
- ・広島県教育委員会（1997）『広島県遺跡地図 IV（高田郡）』
- ・文化庁文化財部記念物課（2002）『近代遺跡調査報告書—鉱山—』
- ・島根県教育委員会（2002）『増補改訂 島根県遺跡地図 II（石見編）』
- ・久喜・大林銀山保全委員会（2009）『銀山のしおり 久喜銀山・大林銀山・岩屋鉱山』
- ・仲野義文（2009）『山陰研究シリーズ3 銀山社会の解明 一近世石見銀山の経営と社会一』 清文堂出版株式会社
- ・吉川 正（2010）「郷土石見第85号 もう1つの石見銀山—久喜・大林銀山について—」『石見郷土研究懇話会機関誌』
- ・瑞穂文化研究会版『久喜大林 銀山の里 散策マップ』
- ・久喜・大林銀山保全委員会（2011）『久喜大林 銀山の里』ガイド資料
- ・島根大学付属図書館（2012）『島根の国絵図—出雲・石見・隠岐—』
- ・石見銀山資料館（2015）『久喜・大林銀山遺跡 文献調査報告書』 邑南町教育委員会
- ・石見銀山資料館（2016）『久喜・大林銀山遺跡 文献調査報告書—堀家文書—』 邑南町教育委員会
- ・島根県教育委員会・大田市教育委員会（2016）『石見銀山近代史料集 第1集』 島根県教育委員会
- ・吉川 正（2016）「邑南町『久喜・大林銀山』と銀山保全委員会の活動」『島根県文化財愛護協会誌 季刊文化財 第138号』
- ・井澤英二・松本一郎（2017）「久喜・大林銀山遺跡の地質学・鉱床学 調査報告書」『邑南町 久喜・大林銀山遺跡調査報告書 第1集』 邑南町教育委員会
- ・仲野義文（2018）『久喜銀山遺跡 調査報告書 第1集 堀家文書調査』 邑南町教育委員会
- ・井澤英二・松本一郎（2018）『久喜銀山遺跡 調査報告書 第2集 地質 鉱床調査』 邑南町教育委員会
- ・桑原一司（2018）『久喜銀山遺跡 調査報告書 第3集 動植物調査』 邑南町教育委員会
- ・邑南町教育委員会（2018）『久喜銀山遺跡 調査報告書 第4集 採掘跡等 分布調査 久喜製錬所跡・床屋吹所跡 発掘調査』 邑南町教育委員会
- ・邑南町教育委員会（2021）『久喜銀山遺跡発掘調査報告書～総括編～』 邑南町教育委員会